

独立行政法人消防研究所会計規程  
(一般競争入札および指名競争入札に係る資格関連部分)

平成13年4月1日消研規程第14号

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人消防研究所(以下、「研究所」という。)の実施する一般競争入札および指名競争入札(以下、「入札」という。)に係る資格に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入札に係る資格)

第2条 消防研究所の実施する入札に係る資格は、総務省の実施する入札に係る資格(相当する調達内容のもの)に準拠する。

(資格の審査)

第3条 消防研究所理事長は、入札参加希望者の申請に基づき資格に係る審査を実施する。この場合の手続等は、総務省における手続等に準拠する。

2 総務省において資格に係る審査を受け資格を有するものとして登録簿に記載された者は、前項において審査を受け認められたものとみなす。

附則

1 この規程は、平成13年4月1日から実施する。